

平成26年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年12月16日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 26 年 12 月 16 日（火）

午前 10 時 00 分・開議

会 期 平成 26 年 12 月 9 日～12 月 16 日（8 日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（7 名） 1 高橋 邦男議員 2 原島 幸次議員 3 杉村 良一議員 4 師岡 伸公議員 5 石田 芳英議員 6 村木 征一議員 7 宮野 亨議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決 定
4	—	議員派遣について	決 定
5	—	町長あいさつ	—

（午後 2 時 05 分 閉会）

午前10時00分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おき願いたいと思います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。通告にありました議員は、7名であります。これより通告順に行います。

初めに、3番、高橋邦夫議員。

〔3番 高橋 邦夫君 登壇〕

○3番（高橋 邦夫君） おはようございます。

今回は2件、質問させていただきます。1件目ですが、保健推進活動についてご質問します。健康は、人が生きていく基盤であり、生涯を通して、明るく、健やかに暮らすために欠くことのできないものであります。まちとしても、健康づくりの意識啓発として住民の健康意識の向上を目指し、さまざまな施策を実施しています。その中の1つに、保健推進活動があります。この活動は、各自治会から選任された保健推進員が中心となり、地域住民を対象にした健康づくりの意識啓発活動であります。活動の内容を見ると、ウォーキングや保健講和などはもちろん、そのほかに親睦会、交流会や琴の演奏、寄席などの鑑賞なども兼ねた活動も行われています。このように、保健推進活動は、健康づくりという面にとどまらず。その他、地域住民の交流や生きがいつくりという面においても大きな役割を果たしていると思います。そこで、次の質問にお答えください。

町は、この保健推進活動を、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりという観点において、どのような位置づけをしていますか。また、今後この活動の充実を図るため、どのような支援をしていきますか。

2件目です。まちの身近なまちづくり推進事業について、お伺いいたします。まちの身近なまちづくり推進事業は、住民や地域が主体となった身近なまちづくり活動を支援するため、平成17年度にスタートした支援事業であります。この事業は住民自治の確立、地域コミュニティーの活性化という観点において、とても意義ある事業であると思っています。この支援事業は、スタートした平成17年度には、採用事業件数が8件。平成18年度は6件。しかも、事業の分野も広範囲にわたっていました。ところが、最近では事業の申請件

数も減少し、低調な状況にあるように思われます。ちなみに、この3年間で採用事業件数は合わせて7件。その中の1件は、身近なまちづくり推進委員会の視察研修であります。町の第4号機の長期総合計画の基本計画においても、官民協働のまちづくりや、地域が元気で自立できるまちづくりという観点から、この身近なまちづくり推進事業を重要な施策と捉えています。当然、町としても来年度の第5期長期総合計画のスタートに当たり、この身近なまちづくり推進事業について、実施された十年間の検証及び今後の方向性について検討されていることと思います。そこで、この身近なまちづくり推進事業について、次の質問にお答えください。

1つ目、実施された十年間の検証結果について。2つ目、今後の町の考えや方向性について。以上2件の質問、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、高橋邦夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、保健推進活動についてのご質問にお答えを申し上げます。

町では、第4期長期総合計画において、その第1章に、生涯を健康で楽しく豊かに支え合うまちづくりとして、保健、医療、福祉分野を、住民皆様が安心して健やかに暮らしていくための施策の充実を図ってまいりました。平成21年4月からスタートする第5期奥多摩町長期総合計画におきましても、第1章に健康福祉分野の施策である、みんなで支えるホットなまちづくりを位置づけ、その中の第1節で、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりとして、健康施策を第一に取り組むべきものとしております。こうした町の施策を具体的に実践するため、昭和60年度には医療関係者、町議会議員、町立学校関係者、社会体育関係者、保健所職員及び一般住民の代表を含め、7名で構成する健康づくり推進協議会を設置し、全庁的にさまざまな保健事業を企画実施してまいりました。その上で、さらに町民の健康の保持、増進を図る観点から、協議会の下部組織として、平成元年には町内各自治会からの推薦に基づき、保健推進員を設置し、地域に密着した健康づくりのための実践活動を行う体制を整備いたしました。保健推進員は、町と地域住民との間に立ち、町が実施する各種健診等を周知するとともに、受診勧奨等を行い、地域における健康事業にも積極的に参加をいただいております。また、当初は地域の独自事業に対する経費補助制度もなかったことから、平成19年度から保健推進活動事業費補助金制度を創設し、各自治会の保健推進員さんが、みずから企画して実施する健康づくり事業に対して補助する仕組みをつくることで、より活動しやすい環境を整備いたしました。これまでの活動内容を紹介い

たしますと、生活習慣病についての講習会と調理実習、健康推進ヨガ教室、そば打ちと健康ウォーキング、認知症を知ろう、理解と予防、クリスマスパーティーとフェイスアドバイス、口の体操、骨粗しょう症予防など、幅広い分野で、さまざまに工夫をして、地域住民の皆さんが参加しやすい方法で実施されております。

この保健推進活動は、年間を通して、ほとんど全ての自治会で実施され、議員ご指摘のとおり健康づくりの面だけにとどまらず、地域住民の相互交流、閉じこもり予防などに大きな役割を果たしていると考えております。町では、これらの活動に係る経費への補助を行い、保健推進員さんを積極的に支援するとともに、より多くの住民の方々に参加していただくことにより、地域の健康づくりがより一層進んでいくものと考えております。自治会と連携して、ひとり暮らし高齢者など、地域での交流が途絶えてしまいがちな方々への声かけなどを通じ、地域が活性化されることを期待しております。今後も、当町の健康づくり施策の中で、自治会並びに地域住民の代表として、身近な健康事業を担っていただくため、年3回開催される保健推進員全体会議を研修の場として活用し、健康づくり推進協議会からのアドバイス等も取り入れ、講演会や実践的な体操教室の開催などにより、保健推進員さんの日ごろの活動の参考になるような事業を実施するとともに、広報誌ウェルネスおくまたの町内配布を通じて、町民皆様に保健推進活動を知っていただき、事業に参加していただくようPRしてまいりたいと考えております。

特に、高橋議員からお話がありましたように、この保健推進の位置づけでございますけれども、当初、長野県では非常に健康に対する問題に関して、いろんな意味で保健推進活動が活発でございました。そういう点で、今、町で行っている、一般の無料検診、これの検診率をアップしていきたい。人は健康であるということが大事でありますので、そういう点に着目をして、健康づくり協議会をつくり、保健推進員制度を設置いたしました。

そういう点で、受診勧奨等について、いろいろお力添えいただいたんですけれども、その中で、第4期長期総合計画の中でも申し上げましたけれども、大きな目的であります住民と行政が協働していく。そういう点で、協働を始めた段階で、さらに保健推進員の方々が自主活動をしたいという雰囲気盛り上がってまいりまして、そうだとするならば、受診勧奨はもちろんでありますけれども、保健推進員の方々が、より身近な人たちと健康の問題等々を含めて活動していただいた方がいいのではないか、ということから、自主活動をするための費用を助成していこうということで、現在まで至っております。これからも、保健推進員の皆さんの活動というのは、そういう意味では、健康の増進、また受診勧奨等、住民の健康にとって必要な事業を積極的にやっていただきながら、その輪を開き広げてい

ただきたいというふうなことで、今後も非常に重要な推進の活動であるというふうに思っております。

次に、身近なまちづくり事業、まちづくり推進事業についてですが。この事業は、平成17年度にスタートいたしました第4期奥多摩長期総合計画の基本計画の第5章、自立してともに生きるまちづくりや協働の推進の施策として、住民皆さんや地域が主役となったまちづくりを支援するため、まちづくり・ひとづくり支援事業として新たに創設したものであります。

この事業は、自分たちが主役になり、何かを実行するきっかけ、自分たちが活動することにより町を変えようという思いをもとに、住民皆さんが初めの一步を踏み出すことを後押しする事業として、住民皆さんが企画立案し、応募された事業を住民で組織された、まちづくり・ひとづくり支援事業審査委員会で審査するという、従来にない方法でスタートをいたしました。これは、町と住民との協働を具現化する新しい取り組みとして、行政が内容を一方的に決定する事業ではなく、参画した委員みずからが考え、行政と協働することを主眼として、補助の仕組みを構築したものであります。

この事業の特徴として、当初は補助率が一定ではなく、事業ごとにこの委員会において、補助率を決定するものであります。その結果、補助率が0%から100%となり、このような補助形態で、平成17年度から平成19年度までの3年間実施した後、改めて事業を検証し、まちづくり・ひとづくり支援事業を、現在の身近なまちづくり推進事業として再構築し、平成20年度から26年度までの7年間実施してまいりました。この身近なまちづくり推進事業は、補助率を一律80%とし、高い補助を行う反面、残りの20%は必ず受益者が負担する仕組みにいたしました。また、公益性が非常に高い事業は、行政の予算で行う仕組みなども新たに取り入れるとともに、委員みずからが行う事業も発案できるような制度に見直しを図り、今日に至っております。

議員ご質問の①、実施された10年間の検証結果についてですが、平成17年度から実施された、まちづくり・ひとづくりの支援事業でございますが、3カ年で22件の事業が申請されました。内訳としては、採択事業を16件。却下事業4件。採択されましたが、補助率の内容により、辞退された事業が2件となり、その結果16件、1,353万2,000円の支援金を交付いたしました。

次に、平成20年度から25年度までの6カ年にわたる身近なまちづくり支援事業の実施状況については、申請件数31件。内訳として、採択事業24件。うち6件は委員会事業として実施しており、却下事業は7件となり、1,818万8,000円の支援金を交付しておりま

す。なお補助率は、一般事業は定率 80%、委員会事業が 100%となっております。また、今年度につきましては 2 件の申請があり、2 事業とも採択しております。

以上、平成 26 年度までの 10 年間では、延べ 55 件の申請があり、内訳として採択事業 42 件。却下事業は 11 件、辞退された事業 2 件となっております。支援金は 3,172 万円となります。この事業に申請された事業は、住民皆様、みずからがまちづくりのために創意工夫をされた独自のものであり、町ではこれは、従来にない画期的なものと捉えており、事業の趣旨により不採択等になった事業もございますか。この 10 年間で、延べ 55 件の申請があったことは非常にうれしく、またすばらしいことと考えております。これは、住民皆さんが町のことを考え、みずからが率先して事業を行う強い意思があったあらわれと思っております。このような取り組みの 1 つが、まちづくりには重要であり、これからも継続していかなければならないと考えております。そのようなことから、この事業及び委員会の 10 年間に及ぶ取り組みが非常に評価できるものと考えております。

次に、②の今後の町の考え方や方向性についてですが、この 10 年間の検証結果については、ただいま述べさせていただいたとおり、この事業及び委員会のあり方について高く評価しておりますが、その一方で 10 年前の状況と現在では、まちの状況も変化しているところでございます。第 5 期長期総合計画策定にかかる町づくり計画住民委員会からも、この事業に対してご提言をいただいているところでございますので、今後は地域の元気を取り戻すための協働事業を一層展開してまいりたいと考えております。この思いを住民皆様に伝えるため、平成 27 年度にスタートする第 5 期奥多摩町長期総合計画に合わせ、この委員会の名称も元気なまちづくり委員会と改めました。今後も、この元気なまちづくり委員会に住民皆様が、ご自分の地域を元気にしたいという思いを持って、より多くの元気な事業を申請していただき、このことで子どもや若者が一人でも多く定住してくれる、元気なまちづくりを推進してまいりたいと思っております。この事業について、詳細については 10 年間のいろんなお話をさせていただきました。

まず、この事業のきっかけでございますが、第 4 期長期総合計画に先ほどもお話がありましたように、町と住民が協働して、いろんな事業を進めて、町の活性化を図るということが第一にございましたので、私自身が町長に就任した初めての年でございましたので、新たに住民と町が協働する事業として、新しく、この事業を発足させました。年間の予算を 500 万。また、従来は町が一定の規則をつくって補助金を交付するというものでありましたが、そうではなく、住民の皆様自身が町を活性化する。あるいは、まちづくりをこのようにしていくという事業を提案をしていただき、その委員そのものも審査委員会と

しては、町長が介入するというのではなくて、審査委員会の皆さんに審査をしていただいて、その結果で交付をするという方法をとらせていただきました。最終的には、審査委員会から町長に答申をいただきまして、その事業を採択するという手続をとってまいりましたけれども、その中で幾つかの事業が今、まちの事業として育っている部分がございます。そういう点では、大丹波のイルミネーション、あるいは各作家の皆さんがやっている、おくてん事業等が町の事業としてですね、こういうところから芽生え、大きく花が咲いて、町自身の全体のPRとして、町の活気ある事業に成長しているということであります。従いまして、今後はさらに小さいところの、何人かの人たちがお互いに自分の地域、あるいは町は元気にしようという事業を自分自身で提言、あるいは自分自身の汗をかいて、そういう事業を推進していただくということが必要ではないかなというふうに思っております。従いまして、平成26年度も500万の予算の中で一定のルールをつくりですね、定例的な2分の1、あるいは3分の1の補助金をやるから、やりなさいよということではなくてですね。自主的にやっていただくということで、この10年間やってきたところ、非常にいろんな問題に関して多くの提案をいただきました。また、食の問題等につきましてはですね、自分自身で一定のお金を負担をしながら、食の問題について、もう3年4年ということに、熱心に取り組んでいただいている例もございます。従って、今後ですね、お金がもらえるからやるという話ではなくて、我々がこういう事業を町の元気のためにやりたいということの事業を多くの人に提案をしていただきながらですね、最終的には審査員10名の皆さんに、それを議論し、あるいは、その委員会そのものが、実施事業をやっていっていただく。そのことが、少しずつであるけれども、自分の町を自分たちでやっていくんだと。いうことが、この10年間芽生えてきているのではないかなというふうに私は思っております。そういう点では、予算は非常に少ないけれども、この事業の価値、あるいは、この事業をこれからも継続する意義があるというふうに確信をしているところでございます。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

〔3番 高橋 邦夫君 登壇〕

○3番（高橋 邦夫君） どうもありがとうございました。2件、ちょっと再質問をさせていただきます。1件目は、保健推進活動についてなんですけど、先ほどの答弁でも保健推進員の重要な役割っていうのをね、官民協働の場という、その中の1つとしてね。自分なんかも評価しているところであります。今後とも1つ、ご支援のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。それで、保険推進員の選出なんですけれども、小河内地区はまとめて4つの

自治会の中から1つのブロックと考えて選出しているようではございますけれども、それ以外は各自治会から選出していると。自治会によってはね、結構選出が大変なところもあるし、それから活動の内容についても自治会によって結構ばらつきがあるのかなということを感じているんですね。ですから、今後、保健推進員活動を支援していく中で、余りにもその負担をかけ過ぎちゃってもね、計画倒れになってしまう部分があるんでね、その辺を、選出の方法をですね、例えば自分個人的には、町を幾つかのブロックに分けてね、そのブロックの中で選出というんですかね。そうすることによって、多少、選出が難しい自治会にとってもやりやすいのかなと、協力しやすいのかなという気がします。それと、何か行事やるにしても、地域間の交流という面でもね、いいのかなというような気がしますのでね。その辺、もし町のほうの考えなり、今後ね、どういう支援をしていくかという点で何かあれば、ちょっとお話ししてほしいなと思います。

それから、もう1点は身近なまちづくり推進事業ということで、来年度、元気なまちづくり委員会を設立と。それで、12月の広報で、その呼びかけ、それから防災無線でもやっています。3年間、5名の委員を募集してということなんですけれども、今、町長からも答弁の中でありましたけれども、これもやはり官民協働という部分で、非常に大切な委員会、あるいは事業になるのかなと思います。もうちょっと課長のほうから詳しくその辺、もちょっと掘り下げた説明をしていただければありがたいと思っています。

自分の考えをちょっとお話しすると、結局官民協働というのは、住民の皆さんにとにかく動いてもらわないと成立しないわけですから。その辺が一番難しいんですけれども。ただPRだけではなくて、住民の心動かすというか、住民の皆さんを動かす部分で、我々議員もそうなんですけれども、町側のこれからの取り組みですか、投げかけというかかね。その辺についても、もし一緒に答えいただければありがたいです。

以上、2件お願いします。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行 君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、3番、高橋議員の最初の質問について、お答え申し上げます。

ただいま、議員のほうから、保健推進員さんの選出方法について、ご提言をいただきましたが、実は今年度、来年の3月31日を待ちまして、今現在の推進員さんの任期が満了ということで、実は今月開催をされます自治委員会議の場におきまして、自治会長さんに推薦のお願いをするという予定でございます。それから、2年間の任期が始まるということで、

これにつきましては従来どおりの自治会からの推薦という形で、48名の委員さんを選出していただくということにしていきたいというふうに考えておりますが、この2年間の任期の中で、今お答えがありましたような、確かにご指摘ございましたように、自治会によっては、なかなか選出が難しいと。あるいは、その自治会の順番といいますか、特に女性が、中心でございますので、その順番をめぐるいろいろな難しいというお話は聞いております。中には、やはりお話ありましたように、自治会の中での差がやはりあると。いろいろ意欲のある自治会では、熱心に活動していただいておりますが、中では年に一回程度の交流会等ということだけにとどまってしまっているところもありますので、その辺はやはりご指摘のとおり順番でやっていくと、なかなかその任期の間に少しやればいかなという意識の問題というのも当然出てくるというふうに思っております。ですから、今後この2年間で、その選出方法につきましても、いろいろ検討していきたいと思っております。確かに、小河内地域につきましては人数が少ないので、その4自治会をまとめて、いろいろな事業をやっていただいているというふうなお話も聞いております。小河内地域につきましては、特にこの補助金を使わずに、集まってお茶のみをするということだけでも、結構閉じこもり予防ですとか、外出の機会を増やしていただいているということもありますので、その地域の実情に合わせたやり方を今後、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一 君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 私のほうから、2点目の元気なまちづくり委員会につきまして、お答えを申し上げさせていただきます。この元気なまちづくり委員会でございますが、第5期長期総合計画の第5章のところでございますが、住民と行政がともに考え、特に築く住みよい、住みたいまちづくりという中で、住民が主体となって元気な活動を支援することによりまして、コミュニティーの活性化の取り組み、あるいは住民等との協働による行政を推進をし、地域が元気で自立できるまちづくりを目指すということを受けて、今までございました身近なまちづくり事業というのを再構築をいたしまして、新たな委員会としてスタートするものがございますけれども、今、議員からおっしゃられたとおり。公募の委員が5名、そのうち、現在、12月25日までということで受け付けておりますけれども、3名の方が既に用紙を受けとりに来ているという状況でございます。年が明けまして、町長が指名する委員が5名ということで、都合10名で委員会を構成するという仕組みになっておりますけれども、この委員会は、住民が行うまちづくりのその活動を、これ

の補助の仕組み、あるいは、どうやったら進行管理がうまくいくかということ、その委員さんに考えていただくということで、現在、私どもで一方的に役場でこういうスキームで、こういう率で行きたいというお話は、まだ一切ございません。ですから、10人の中で住民の方たちが、そういった活動をしやすい仕組みづくりを議論していただいて、決定していくということで、現在のところは、特にスキームはまだ決めてないということでございます。

それと、その後どうやって住民の方たちにご利用いただくかというお話でございますけれども、もちろん年が明けてスキームが決まった暁に、新年度に入りまして事業の応募を受け付けるわけでございますけれども、町のホームページ、あるいは広報等を通じるのは無論でございますけれども、町に各種の委員会が、それぞれの課で所掌しているところもございますので、自治員会議を初め、それぞれの委員会でも住民の方たちにこういう仕事ができるというか、地域の活動に支援ができるという形で、このスキームをお示しをして、皆さんに知っていただくというのが第一であろうかと思っております。知っていただくことによって、少しでも多くの方に、この事業をご利用いただきたいということで、議員からご質問のあった、年々ちょっとこのところ事業が減ってきているという状況も踏まえて、スキームを再構築するとともに、宣伝の仕方、広報の仕方も改めて考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 以上で3番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。ありがとうございました。

次に、4番。原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次 君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） それでは、4番、原島でございます。1点だけ、質問させていただきます。健康寿命延伸のための町としての取り組みについて、お伺いさせていただきます。高齢化社会が急速に進む中、厚生労働省は26年10月1日、介護を受けたり、寝たきりになったりせず、日常生活を送れる期間を示す健康寿命が、2013年は男性71.19歳、女性が74.2歳であり、平均寿命は男性80.2歳、女性86.61歳であったと公表しております。平均寿命と健康寿命の差は、男性9.02歳、女性で12.4歳となり、今後、平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防等を健康増進、介護予防などによって平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、町にとっても医療費や介護費等、社会保障費負担の軽減も期待できると考えます。現在、町

では森林セラピーを初めとし、保健推進員による自治会単位で健康増進を目的に、各種行事を実施しております。また、福祉保健課による健康相談、保健師による各自治会館での血圧測定を初め、健康についての講話等、各種施策を行っておりますが、今後も自立して健康で生活できる健康寿命を延ばす戦略を考え、健康づくりを推進することが重要であると思っておりますが、町として、健康寿命を延伸していく施策等のお考えがあれば、お聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、原島幸次議員の健康寿命の延伸のための、町としての取り組みについての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、健康寿命延伸についてですが。ただいま1番、高橋邦男議員の質問でもお答えいたしました。平成27年4月からスタートする第5期奥多摩地長期総合計画において、基本方針の1、みんなで支えるホットなまちづくりの主要政策の（1）誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりの最初の分野別施策に、健康寿命の延伸を掲げ、計画における具体的な手法として、65歳の方が介護を受ける状態になった場合に、健康ではないとして、介護認定における医療支援を1以上、また、医療介護2以上となる年齢を延長することを目標値としております。そして、具体的には医療支援を1以上となる年齢を、平成24年では、男79.88歳だったものを、平成36年には82歳に。同じく、女82.96歳だったものを84歳に延長する。また、要介護2以上となる年齢を、男では、80.35歳を83歳に。女では83.36歳を85歳に延長するとしております。この目標値は、健康に生活できる住民の増加が、健康寿命の延伸につながるということから設定したもので、議員ご指摘のように、平均寿命と健康寿命との差が大きいほど、医療費が介護給付費が増加するため、これを縮めようとするものであります。国でも、平成25年から平成34年までの10年間を期間とする、第2次健康日本21において、健康寿命の延伸を中心課題に据え、健康寿命の現況の値を示し、その後の推移を定期的に計算することは、国民の健康づくり運動に有益であるとしております。この健康寿命については、さまざまな定義がありますが、客観的なものとして、日常生活に制限のない期間を主に、自分が健康であると自覚している感も踏まえて、指標を設定することで、実情に近い形での評価が可能となります。また、目標値の設定に当たっては、平均寿命と健康寿命との差に着目し、年々、平均寿命が延びていく中でも、この差をできるだけ短くすることで、個人の生活の質を保つとともに、社会保障負担の軽減も期待できるとしており、町もこの考え方を踏襲し、先ほど申し上げた仕様を設定いたしました。

た。

ご質問の健康寿命を延伸していく施策であります。町では第5期奥多摩町長期総合計画の中で、施策を評価するための指標を設定するに当たり、より具体的な数字を用いることとし、この平均寿命と健康寿命との差については要支援1以上、あるいは要介護2以上という状態をもって、健康寿命の終了であると捉え、こうした状態になるまでの年齢を、できるだけ平均寿命に近づけていこうと設定をしております。そして、具体的な取り組みとして、1つとして、健康意識の啓発では、地域の健康づくりを発展させるため、保健推進員さんに、地域に密着した健康づくりのリーダーとなっていただくよう、活動に対して助成し、環境を整えることにより、少しでも多くの住民皆さんが健康推進活動に参加できるよう支援し、地域の健康問題については、地域から発信していただくよう努めていきます。

2として、運動を通じての健康づくりでは、慢性肝腎不全による人工透析等の原因になる生活習慣病の予防として、30歳代から40歳代の住民に働きかけ、ウォーキングなど、気軽にできる運動を通じての健康づくりを積極的に推進するとともに。平成23年度から実施している森林セラピー健康づくり事業を継続して実施していきたいと考えております。この森林整備セラピー健康づくり事業は、年間24回の実施に対して、半分の12回を自治会単位での開催として、日ごろから顔なじみのご近所の方とともに、男性の方々にも大勢参加していただくことで、地域一体で、より一層健康意識を高めていただくことを期待するものであります。

3として、食を通じての健康づくりでは、子どもから高齢者まで、バランスのとれた食生活の普及に努め、正しい食習慣の普及及び健康づくりの第一歩であることを認識していただき、食育推進協議会による食育推進計画に基づく事業、栄養士による料理講習会などの実践活動の実施により、食を通じて心も体も健康な生活を送ることを目指しているものであります。これらの施策につきましては、これまでの第4期奥多摩町長期総合計画においても基本的な部分は計画され、実施しておりましたし、多くの住民の皆さんにも健康づくりの重要性は認識されているものと思います。このことから町の健康保険の被保険者のうち、40歳以上の方を対象とした特定健康診査の受診率や、各種検診の受診率が徐々に増えてきていることを見てもよくわかります。しかし、現状では、まだまだ東京都の平均や近隣の自治体の水準まで及んでいない状況でございます。私は、健康寿命の延伸に最も重要なことは、住民皆様の健康意識ではないかと思っております。確かに、町の平均寿命は年々改善されておりますが、それにあわせて住民の健康意識が高まっているかと言えば、必ずし

もそうではないと思います。具体的には、先ほど申しました特定健診の受診率ですが、平成 25 年度は 35.4%。平成 24 年度に比べて、2.1%増加しておりますが、まだまだ西多摩地域においても最下位という状況でございます。今年度につきましては、この 12 月 26 日まで期間を延長して実施しておりますが、大幅に伸びている状況ではありません。各市健診についても、前年度と同様の数字が示されており、当町の住民一人一人の健康意識は決して高いとは言えません。このため、今後も、この特定健診の受診率を向上、各種検診の受診向上のため、広報おくたま、健康の情報誌、ウエルネスおくたまなどで積極的に PRするとともに、保健推進員さんなどにより、直接、呼びかけていただくことで、健康に対する意識を高めていきたいと思っております。また、これまでの施策により、メタボリックシンドロームの認知度や、日常的にウォーキングなどの運動をする方は多く見られるようになりましたが、多くの方にとって、健康のため必要な 1 日の歩数が 8,000 歩以上であること、また、1 日当たり必要な野菜摂取量が 350 グラムから 400 グラムであることなどは、まだまだ一般的に認知されているとは言えない状況であります。一方で、当町が持っている強みは、地域のつながりであると感じております。平成 20 年度から慶應大学と共同して実施している、遠隔医療相談事業では、町の中でも過疎化が進んでいる地域と、比較的多くの住民が暮らす地域で、それぞれ事業を行っておりますが、事業を開始してから、特に過疎化が進んでいる地域において、この事業を通じて、さらに地域のコミュニティーが強くなり、地域の皆さん同士で、積極的にウォーキングを始めるなどの健康を意識した生活習慣を身につけることにより、血液のデータなどに非常に大きな改善が見られるといった具体的な成果があらわれております。この事業も、今年度で国の交付金が終了することから、大学との共同事業自体は終了いたしますが、町ではこの成果を踏まえ、地域の集会施設などを活用した健康事業を、地域が主体となって、高齢者に限らない、誰もが集えるサロン形式で実施していきたいと考えております。

こうした取り組みにより、今後は地域の皆さんや自治会において、人と人のつながりや信頼関係をさらに強いものにし、みんなで一緒に、1 つの方向を今向かっていくために必要な地域力、ソーシャルキャピタルを高めていくことで、地域の健康意識を高め、ひいては一人一人の住民皆さんの健康寿命の延伸につながっていくものと考えております。第 5 期奥多摩町長期総合計画におきましては、これまでの取り組みを検証するとともに、今後も健康意識の啓発運動を通じた健康づくり、食を通じた健康づくりを基本に、各施策を着実に実施していくことで、健康寿命の延伸を目指していきたいと考えております。特にこの、今、議員からご質問がありますように、健康の問題というのは、もちろん町自身がいろいろ

るな施策を実行するということがありますけれども、そういう意味では非常に意識が低いということで、この10年前から第4期長期総合計画が出発するに当たって、まず健康に一番的確な専門性を持っている保健師を、従来は1名であったものを3名にしようということで、保健師を増やしてまいりました。また、どこにもまだ、なかなか小さい町ではいませんけれども、管理栄養士、食の問題を対応していこうということで管理栄養士を採用いたしました。そういう点で、専門的知識のある職員を採用をすると同時に、もう一方では、住民の皆さんに意識を高めていただくということが必要でありますので、そういう講習会等々開いてまいりました。特に、今一番、健康の問題で重要なのは、特定健診の受診率であります。特定健診の受診率が、なかなかまだ高まっておりません。そういう点では、一人一人の皆さんが、無料の健診があるわけでございますから、そういう機会を利用して、無料検診を受けていただき、場合によっては肺がん検診、胃がん検診、乳がん検診等、この健診によって見つかったという人も出てきております。そういう点で、この健診を受けるということが非常に私は大事だなと。そういう意味では、保健推進員にそういう役割を担ってもらってきたわけでございますけれども、さらにこれからもそういう部分を担っていただくと同時に、町にいる専門職である保健師、あるいは管理栄養士等を活用して、地域の中で、大勢ではなく一人一人の認識を持っていただくということは、結果として、そういう健康の寿命の部分につながるのかなというふうに思っております。

それから、もう1つは、私自身が5年ほどかけて準備をしてまいりました森林セラピー事業であります。これについては、心と体の健康に非常に効果があるということでございまして、予算を組んで住民の参加を促しているわけでございますので、もちろん地域の活性化のために町外からの人に来てもらうということも非常に大切でありますけれども、この健康の問題という点で住民皆様に、これからも多くの人がそういうのに参加をしていただき、その結果、それぞれの皆さんが個々に自分の健康は自分で守るという点で、自主的な活動を始めていただくということが、最終的には健康寿命の増進につながるのではないかなというふうに思っておりますので、連携をしながら、住民の皆さんと協働しながら、さらに一層、この問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） 再質問ではございませんが、当町でも、高齢化が増加しております。町長がよくおっしゃっております、自立してともに生きる奥多摩を目指し、当町を初め各自治会、あるいは地域及びそれぞれの個人個人がいろいろな施策を実施していただ

き、健康な体をつくっていただきたい。また、我々としても、お手伝いすることはできれば官民協働で、一生懸命お手伝いするつもりでございます。どうかいろいろ申しつけていただければありがたいなと思います。

以上で、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、4番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時、休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に5番、杉村良一議員。

〔5番 杉村 良一君 登壇〕

○5番（杉村 良一君） 奥多摩町ホームページの英文版及び英語質問への対応について、お伺いいたします。

政府及び東京都は、2020年のオリンピック開催に向けて、外国人観光客を年間2,000万に受け入れる体制づくりのプロジェクトを計画すると発表いたしました。観光立町を目指す奥多摩町としても、これらの外国人観光客を積極的に受け入れる体制づくりが必要と考えます。現在、奥多摩町のホームページには、簡単な英文版はありますが、特に必要と思われる、旅行者情報の欄では、英語で、Sorry Japanese Onlyと書かれており、英文記述はありません。また、英文版は古く、2002年から更新されていないような内容で、関係組織の中には小河内小学校、中学校の記述もあり、更新が必要と思われます。当町には、森林セラピー、トレッキング、キャニオンラフティング、登山、巨樹、渓谷、釣り、温泉、郷土芸能、山ふる、ふれあい農園、体験の森等、多くの観光スポット、イベントがあります。これらを積極的に外国旅行者にも紹介する必要があります。また、鳩の巣荘のホテルも完成、宿泊設備の紹介も必要でしょう。これらの充実した英文版のホームページが不可欠であり、また、絶えず更新作業が必要と考えます。

もう1つの課題といたしまして、英文版の中で英語による問い合わせは受け入れられませんとの英文の記述があります。今後は、英語での問い合わせも対応できる体制づくりが

必要と考えます。

以上、充実した最新英文版ホームページの作成及び英文による問い合わせに対する回答システムの確立につき、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） はい、河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、杉村良一議員の奥多摩町ホームページの英文版及び英語ご質問への対応についての一般質問にお答え申し上げます。

日本を訪れる外国人旅行者の数は、平成24年は836万人でありましたが、平成25年には1,036万人と、史上初めて1,000万人を突破いたしました。また、昨年9月7日、日本時間8日、I O C国際オリンピック委員会総会がアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催され、2020年の夏季オリンピック、パラリンピック大会の開催都市に、東京が決定をいたしました。これを踏まえ、国では、観光立国推進閣僚会議を設置し、この6月17日に観光立国実現に向けて、アクションプログラム2014を発表いたしました。このプログラムでは、議員が申されるように2020年の訪日外国人観光客数、2,000万人を目指すこととしており、また、東京都におきましても、本年9月に発表された東京都長期ビジョンの中間報告におきまして、東京を訪れる外国人旅行者の数を平成25年の681万人から、オリンピック開催年である2020年には1,500万人に。さらに、2024年には現在の3倍となる1,800万人とするとしております。ここ数年、町を訪れる観光客の方は、観光入り込み客数調査が結果や、J R奥多摩駅の乗降客数を見ても増加をしており、観光客数の増加とあわせて、駅前で見かける外国人の方も目立つようになってきております。このため、町では英語版、中国版、韓国版の観光パンフレットを作成配布し、観光客誘致に努めてまいりました。さらに、今年7月には英語、中国語、韓国語の表記で観光案内所の表示を、観光案内所入り口付近に張り出し、訪問された方には、多言語パンフレットを配布しております。また、観光協会ホームページにつきましても、現在はG o o g l eの翻訳機能を利用し、基本的な情報は英語、中国語、韓国語に加え、ドイツ語、フランス語での表示ができるようになっております。

町のホームページですが、平成10年に町からの情報発信の場として、西多摩ネットワーク事業として青梅商工会議所に委託し、開設をいたしました。この事業に伴い、役場庁舎内に団を敷設したことで、庁舎内の情報化の推進が図られました。その後、平成17年にトップページを含めた全てのページをリニューアルするとともに、観光案内ページを追加し、引き続き、青梅商工会議所のサーバーを利用し、運用してまいりましたが、幾つかの業務

に支障が出てきたため、平成 21 年 7 月 1 日から専門のインターネット会社と契約し、同時にトップページを見やすくするため、現在のものにリニューアルをいたしました。現在のトップページが見つらい、更新が遅いなどのご意見が多くの方々からあること。また、ユーザビリティ、使いやすさやアクセシビリティ、誰でもどこでも利用できるの観点から、利用者にとって質、量ともに満足できるページが作成できていないという問題点も浮き彫りになりました。このため、町の魅力を最大限に PR でき、自治体サイトとして町の公式ホームページにふさわしい、最適なデザイン及びコンテンツを提供できるように、現在、再構築作業を進めており、今後は町施策の的確かつ迅速な情報発信、定住化や観光客の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、今回の再構築作業では、コンテンツマネジメントシステムを導入し、総務課だけで編集し、情報の更新作業が各課の担当者による編集及び即時発信が可能となり、容易にページを作成することができるようになることで、常に最新の情報を提供でき、かつ閲覧のしやすさを確保し、町の行政情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

ご質問の、充実した最新英語版ホームページの作成及び英語による問い合わせに対するシステムの確立についてでございますが、リニューアルし公開するホームページでは、観光協会のホームページと同様に、G o o g l e の翻訳機能を利用し、基本的な情報は英語、中国語、韓国語のほか、複数の外国語への対応を予定しております。英文による問い合わせにつきましては、外部へ委託する方法や、9 月に実施いたしましたタウンミーティングでもお話がございましたが、お手伝いをいただけるボランティアの方にお願ひし、ご協力をいただくなどして、外国人に対しての対応を図るよう検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、2020 年東京オリンピック、パラリンピックの開催を迎えるに当たり、多くの外国人旅行者が日本を訪れ、そして、町にも訪れることが考えられるため、多くの観光スポット、イベントなどホームページを通じて、大いにアピールしてまいりたいと考えております。いろんな意味で、これからの先の問題についてご提言を賜り、大変ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 杉村良一議員、再質問はありますか。

〔5 番 杉村 良一君 登壇〕

○議長（前田 悦男君） 再質問はございません。ちょっとお願ひといたしますか。私の感想をちょっと述べさせていただきます。

まず、お願ひの件ですけれども、今、町長からもお話がありましたけれども、英文の小

冊子、観光協会が発行している、大変立派な、厚い観光案内の説明がございますけれども、そういうのも観光協会のホームページに載せたほうがよいかと思うんです。和文のものは入っていました。英文のもの、立派なものがあるので、ぜひそのままホームページに入りますので、載せるようにしていただきたいと。観光協会のほうに、ぜひ要請をお願いしたいと思います。

それから、英文による問い合わせの件なんですけれども、地元でもボランティアで、今、町長もお話されましたけれども、やっていただけるという方もございますし、そんなに英文で問い合わせとか質問はないと思うんです。ですから、常時体制する必要はないので、そういう方、私もお手伝いできると思うんですけれども、ほとんどネットで問い合わせできますので、英文できたら、それを翻訳して町の担当者に回答をつくってもらって、それをまた英文にして、翻訳はボランティアの人にやっていただいて、それは出せると思いますので、そんな数がたくさんですと、専門的な組織といいますか、それが必要かと思えますけれども、それほどこないと思うんです。ですけれども、対応できませんよという、あの表現はなしにさせていただいて、ぜひ。そんなに難しくないと思うんです。ネットで更新しながらやれば、できるかと思えますので、ぜひ前向きにご検討をお願いいたしたいと思えます。

全体的には、再構築でホームページを今、検討されているということなので、ぜひよろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 要望で、回答はよろしいですね。

以上で、5番、杉村良一議員の一般質問は終わります。

次に、7番、師岡伸公議員。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） 7番、師岡です。初めに、国の小規模校支援策に対する町の対応について、質問をいたします。

本年9月、文部科学省から次のようなコメントが発表されました。統廃合を後押し、小規模校の支援を拡大、来年度から統合後に既存の校舎を使用する場合の補助や、小規模校への教職員の配置を含めた教育水準の維持などの支援策です。今回は、この発表内容をもとに質問をいたします。

この支援策は、平均的な面積、平均的な交通網、平均的な人口構成を視点としたもののように思います。奥多摩町として、どれだけ該当し、支援を受けられるかが課題かと思われます。例えば、あと統合校の数に限りがあることや、学級数が1つであることなどの学

校規模、通学距離と時間等、奥多摩町の場合は、他の統合例よりも厳しい条件があると思われまます。しかし、小規模校の教育条件の向上を図る観点の支援策であります。可能な限りの支援策に期待をするものです。

そこで、以下についてお伺いをいたします。来年度に向けた支援策という発表ではありませんが、奥多摩町の26年度事業に該当することができるものなのでしょうか。

2つ目として、学校規模が小さくても、行事や学校運営の負担は変わりません。教員一人当たりの負担は重くなり、授業研究や校内研修の時間が確保できないという状況が予想されます。加配教員を統合前後に配置すると支援策にはうたわれていますが、現在における町の状況はいかがでしょうか。

3つ目として、習熟度別指導や部活動指導等を円滑にするためのスタッフ強化について、どのようにお考えでしょうか。以上、3点でございます。

続きまして、2つ目、やっぱりワサビを売り込もうについて質問をいたします。来年の町政施行60周年記念事業の一環として、町のイメージキャラクターの募集が行われました。474点余りの応募の中から、一般の部38点、こどもの部が7点、最終選考に選ばれました。どれも力作で、どのキャラクターが選ばれるか今から楽しみであります。応募作品を見ると、やはり奥多摩の特徴を図案化したものが圧倒的です。中でも、ワサビを絵柄やコメントにあらわしたものが、一般の部で17点、子どもの部で4点と、最終選考の中で約半数近くを占めております。いかに町民、そして奥多摩を愛する応募者がワサビを奥多摩の顔と考えているかという証拠であると思います。これら、作品の応募状況を見て、奥多摩のワサビを商品として、改めて市場へ送り出す仕組みを構築する必要性を大いに感じました。わさび塾のメンバーを含むワサビ栽培者、わさび組合、観光協会、行政が一体となって、オリンピック、パラリンピックまでの6年間、奥多摩のワサビを商品として、改めて売り出すチャンスをつくっていくべきと感じました。また、地域の飲食店でも、そばに添えるワサビが本物でない場合もあります。はね出しでも、本物が添えてあれば、そばの味も違うのではないのでしょうか。地元からワサビを盛り上げていく方策も、あわせて必要と感じます。そう思いまして、幾つかの事例感想をちょっと述べさせていただきます。

古里保育園ではコミュニケーション力を養うために、定期的に英語講師を依頼しています。日本人講師と外国人講師が交互に指導しています。お二人ともワサビが大好きです。日本人講師の方は、狛江市在住の方なんです。奥多摩でワサビを生産しては知りませんでした。外国人講師もちろん知りません。お二人に奥多摩のワサビを食べていただきましたが、大変おいしかったと感激をしてくれました。ワサビをなりわいとして考えるな

らば、まだまだPR、そして販路の拡大が必要であるというふうに感じました。それともう1つ、先月、氷川中学校で事業所訪問活動報告会というのが行われました。10数カ所の事業所での職場体験の発表なんですけど、その中でもえぎの湯で職場体験した男子生徒の感想が非常に印象に残りました。接客の大切さを学んだということと、こうした観光事業が奥多摩にとって大切だということは僕がわかりましたという言葉でした。観光は本当に大事であると、その生徒がおっしゃっていました。その観光の目玉になるのが、やはりわさびではないのかなと、そういうふう感じた次第です。

前置きが長くなりましたが、以下について質問をいたします。初めに、ワサビを売り込むためのプロジェクト等、立ち上げなどの具体策はありますでしょうか。2つ目は、商品化できないワサビなどを安い価格で買い上げ、地域の飲食店で提供するようなシステムはできないものなのでしょうか。以上2点について、よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、国の小規模校支援策に対する町の対応についてのご質問につきましては、所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

次に、やっぱりワサビを売り込もうについてのご質問ですが、現在、町では町政施行60周年記念事業に向けて準備を進めておりますが、この記念事業の一環として町をイメージしたキャラクターをつくらうということで、平成26年8月から9月までの期間で募集を行ったところでございます。当町はもとより、全国から474点の応募をいただきました。今回の募集では、町のイメージにふさわしいキャラクターということもありましたので、緑や青などを基調としたものが多く、森林や清流をイメージしたもののほか、町の特産品である、ワサビやヤマメ等にかかわる作品が多く、特にワサビの作品は一般の部412作品中90作品。小学生以下の部62作品中16作品と、合計106作品と、全体の約22%がワサビの作品でございました。これは、住民皆さんのみならず、全国の多くの方々も町の特産品はワサビと思われ、ワサビが町の顔として非常に浸透していることが伺えました。

さて、町のワサビ栽培につきましては、江戸時代には栽培が行われ、将軍家にも献上されたと奥多摩町史にも記されているほど、歴史のある、町を代表する特産品であります。また、近年は寿司やそばなどの日本食が世界的なブームとなり、平成25年12月4日には、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、和食の食材も注目を浴び、今後ワサビの需要は世界的に拡大していくものと思われれます。一方、町のわさび栽培は、人口減

少と高齢化、獣害、さらにはワサビ田までの通作の距離が遠く、作業も厳しいことから、後継者の減少などにより、生産量も減少傾向となっておりました。このため、町ではワサビ田をモノレールや獣害防止ネットの設置、今年2月の大雪によるモノレールの災害復旧でも、早期に復旧するための事業予算の拡大と、耕作者の負担軽減を図るなど、ハードの整備を進めるとともに、後継者育成のため奥多摩わさび塾を平成14年度から開始し、現在受講中の10期生までを含めると、合計50名の方がワサビ栽培技術を伝承するなど、人材の確保に努めているところでございます。

これらのことから、先に町内で5回行いましたタウンミーティングでもご説明いたしましたが、奥多摩わさび栽培組合の組合員数も、ここ4年は減少しておらず、生産量も同様に横ばいとなっているなど、一定の効果を上げているものと思っております。

1点目のご質問のワサビを送り込むためのプロジェクトを立ち上げるなどの考えについてでございますが、議員からもありましたように、2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催されることから、外国人旅行客もさらに多くなり、改めて奥多摩わさびを売り出すチャンスであると思っております。舛添東京都知事も、東京の食材を世界に発信し、オリンピック、パラリンピックの際には、東京の食材によるおもてなし行いたいという考えを持っていると伺っております。このような背景の中、平成27年度が初年度となる第5期奥多摩長期総合計画の実施計画では、奥多摩産農林水産物のブランド化の推進と、出荷販売の仕組みの整備を事業として掲げております。この取り組みとして、まず初めに治助イモの普及促進や管理釣場を含めた内水面漁業の振興を図るため、生産者や農業委員会、観光協会、東京都の関係職員などにより、検討を行うこととしております。治助イモの普及促進では、普及や耕作方法の検討を行い、レシピの開発を行う、内水面漁業の振興では、特色ある内水面漁業の計画などについて、平成27年度からの検討開始を予定しております。ワサビにつきましても、昨年度わさび料理本の発行を行い町内、各家庭や食堂、宿泊施設などの事業所に加え、東京都内で東京産食材を利用している店舗などにも配布し、また、一般社団法人奥多摩観光協会では、わさびチーズタルトを開発し、販売を開始したところでもあります。しかしワサビの栽培は長年行われていることから、現在の販売先や販売方法は、栽培者それぞれが都内を中心に飲食店等に直接販売するなど、販路を確立しております。このことから、新たな販売先は生産量の問題から厳しい部分がございますが、奥多摩ワサビというブランドを浸透させ、付加価値を高めるためのPRは必要であると考えておりますので、これから始めます治助イモ、内水面漁業の振興の計画ができた段階で、奥多摩わさび栽培組合、奥多摩観光協会など、関係団体等の協議の上で、ワサビ生産者の団体

でございます、わさび栽培組合が中心となり、PRをしていただくよう協議していきたいと思っております。

次に、2点目の商品化でないワサビなど安価に買い上げ、地域の飲食店で提供するシステムは考えられないかでございますが、商品として出荷できない、いわゆるはねものにつきましては、生産者の多くは町内のワサビ漬け加工業者に出荷しております。また、飲食店に販売している方もございます。出荷されていない一部の物につきましては、自分でワサビ漬けなどに加工し、自家消費や知人等への提供用としてっていると伺っております。議員が申されるように、ワサビが特産品の町として、地元飲食店で本ワサビが提供されるとは非常に望ましいことだと思いますが、ワサビ漬けも町のお土産品として重要な物でございますので、その確保用を除いた場合、どのくらいの量があるのか。また、販売した場合、加工品と同額で飲食店等が購入することが可能かなど、検討すべき点も多くあると考えますので、この点につきましても、先ほど申し上げました協議の際、あわせて検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、第5期奥多摩長期総合計画では、ワサビ、治助イモ、奥多摩ヤマメなど、町の特産品を観光と結びつけ、観光を軸とした第6次産業化を目指すこととしておりますので、これに沿って検討していく予定でございます。

おっしゃるとおり、この奥多摩のワサビにつきましては、特に農林水産部の品評会につきましては、過去から現在まで、知事から賞状をいただいております。都知事賞という、知事からの賞状をいただき、特産物の品評会が終わった段階では、知事を初め、東京都の幹部の方々に出品した作品について賞味をしていただくということも、もうここ10数年来実施してまいりました。おかげさまで、そういう意味では、奥多摩のワサビというのは都庁の方々には非常に理解をいただき、災害があった時の対応等についても理解をいただいているという状況でございます。今後は多くの人たちに、それらを理解をしていただきながら、どのように販売をきちんと販売経路をしていくかということが大きな問題かなというふうに思っております。古くは、築地に皆さんがワサビをそのまま出荷していたという時期もございます。しかし、築地に出した以外は、個々の人たちが、それほど生産者に対してメリットがないということで、いろんな経緯がございますので、そういう経緯を含めながら生産者が、なりわいとしてやっていけるということが、どの辺にあるのかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 教育長。

〔教育長 栃元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 7番、師岡伸公議員の小規模校支援策に対する町の対応につい

ての一般質問にお答えをいたします。

去る9月3日に、財務省は2015年度国家予算の概算要求額を公表したところですが、一般会計は昨年度予算を5兆7,983億円を上回る10兆6,806億円となり、初めて10兆円を突破するという、過去最大規模の予算要求となりました。

過去最大の予算となった原因としまして、高齢化が進んだことによる社会保障費の増大とアベノミクスの1つである、地方創生のための特別枠の予算を設けたことが挙げられます。これを省庁別の予算要求で見ますと、一番多いのが社会保障費の自然増の影響が大きい、厚生労働省の3兆6,688億円。続いて、地方交付税交付金などを含む総務省が、1兆6,910億円。公共事業費が多い、国土交通省が6兆8,474億円となっており、国債費も前年度より2兆5,537億円多い、2兆8,238億円で、過去最大を更新しています。また、ご質問に関連した、文部科学省の概算要求額は、東京オリンピック開催の2020年までに、家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子ども、若者、社会人が質の高い教育を受けることができる社会を実現することを目差し、5兆9,031億円の計上で、対前年度比5,404億円、10.1%の増額要求となったところです。

この文部科学省の予算要求の中で、初等、中等教育局関連の予算で、少子化に対応した、活力ある学校教育の推進という主要項目があり、ご質問の小規模校支援策にかかる予算計上を行っているところです。その予算の要求の要旨は、少子化人口減少社会を踏まえ、学校規模適正化のために、地方公共団体が実施する学校統廃合が円滑に行われるように支援するとともに、統廃合の魅力化を推進する。あわせて、統合困難な地域の学校については、小規模規模のメリットを生かしながら教育環境の充実を図るというもので、その具体的な内容としては、第一として、統合による魅力ある学校づくりや統合困難な地域における教育環境の充実の取り組みモデルを創出する。調査研究を行い、生み出された好事例を文部科学省が積極的に分析、発信し、それぞれの地域がみずからにあった、活力ある学校教育を実現するためのコネクションづくりを推進する。

第二として、学校統廃合に伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や、通学費支援について、補助を行う。

第三として、過疎化、少子高齢化が進む人口過小地域において、ICTの活用により、遠隔地間における、児童生徒の共同学習の充実や社会教育施設等と連携した、遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施するというもので、その関連施策として、学校統合により教職員が急に減らないように、350人分の増員枠の確保。福祉学級編制の基準の引き下げによる、120人の教員の確保。学

校統合にかかる学校施設改修のための補助制度の創設を行うもので、特に学校統合にかかる教職員の確保につきましては、統合1年前から、統合後5年間まで支援を行うという要求内容となっております。現在、この2015年、国家予算要求につきましては、財務省と各省庁との折衝が行われており、今後12月末に向け、政府の予算編成の基本方針が閣議決定され、来年4月からの通常国会での審議を経て、3月末までに予算が成立する見込みとなっております。この折衝の中では、財務省は公立小学校の1年生で導入されています、35人学級を見直し、1学級40人体制に戻せば、必要な教員数は約4,000人減り、人件費の国負担分を、年間約86億円削減できるとの試算を示し、1学級40人体制に戻すように文部科学省に求めています。これに対し、文部科学省は、35人学級は新生が入学直後で学校生活になじめない問題を解消するため、2011年度から導入した制度であり、小規模学級で、きめ細やかな指導を目指す流れに逆行すると強く反発しておりましたが、12月13日付の新聞報道によりますと、政府は教育関係者などの反発を受け、35人学級を維持する方針を固めたところですが、しかしながら、2015年度予算編成作業は、依然難航が予想されているところであり、新年度の国家予算案については、現在のところは調整中であるため、ご質問の1点目、来年度の支援策を奥多摩町の26年度事業に該当できるかにつきましては、未定ではありますが、国庫補助金の性格上、また会計年度独立の原則からも、該当させることは難しいのではないかと考えられます。

また、2点目のご質問。加配教員を統合前後に配置するとあるが、我が町のケースでございりますが、国の制度によります学校統合にかかわる教職員の確保についても同様に、現在調整中であることから、未定ではありますが、該当になった段階から要望していきたいと考えております。なお、この国の制度とは別に、学校統合にかかる東京都の補助事業として、新しい学校づくり重点支援事業があります。町の平成27年度当初予算要求で計上しております。この補助制度は、公立の小中学校を適正規模化することを目的に、平成28年4月1日までに、新たに設置する学校を支援対象とし、新たに設置される年から、または新たに設置される年の前年から、3年間を支援期間とするもので、教員の加配につきましては、3年間にわたり1名を。また、統合初年度も限り、さらに1名の教員を配置できるもので、これ以外にも新しい学校づくりに必要な備品及び設備の整備にかかる経費の2分の1を。既存施設の小規模な維持補修等経費の2分の1を。それぞれ補助するもので、特に教員加配につきましては、現在東京都教育長人事部との来年度の教員異動のヒアリングの中でも、既に要望する形で調整しているところでございます。

この教員加配により、ご質問の3点目、習熟度別指導や部活動指導等を円滑にするための

スタッフ強化のうち、習熟度別による少人数指導につきましては、通常の習熟度別指導における教員加配と合わせて、この3年間は、特に2教科について実施することが可能となります。

また、町単費とはなりますが、例年どおり部活動外部指導員招聘補助金や部活動に係る備品購入費を計上するなど中学校統合により活性化することが期待される部活動への支援を行ってまいります。

今回、ご質問のありました国の来年度予算に係る小規模校支援策とも関連するところですが、文部科学省は自治体が学校の統廃合を進めやすいように、学校統廃合に関する指針を58年ぶりに見直す方針で具体的な検討に入っております。指針の柱は通学距離と学級数の2つで、通学距離につきましては、現在、徒歩通学を前提とし、小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内を基準としていますが、新指針ではスクールバスなどの利用を想定して、1時間以内といった通学時間の目安を設けることを検討しております。また、学級数につきましては、教育上望ましい学級数の標準規模を計12学級以上としていますが、現在、全国の小中学校の約半数が11学級以下であり、少子化の現状に対応していない状況となっています。このため文部科学省ではグループ学習やクラスがえ、部活動に支障が出るという理由から統廃合を加速させる新たな指針をまとめる作業に入ったところであり、早ければ年内にも指針をまとめ、通知する方針となっております。

しかし、この指針には強制力はなく、実際に統廃合するかどうかは各自治体が判断することになります。その上で学校を統廃合する自治体に対し、教員の加配や統廃合のためのスクールバス購入費、学校施設の改修費の補助を行うというものであります。

奥多摩町では、一度しかない中学校生活を少しでも早く、適正規模の人数の中で学校生活を送ることで子どもたちが競争力や協調性を養っていける教育環境を整える必要性があることから、中学校の統合を平成27年4月に決定したところですが、小規模校でも教員のさまざまな取り組みや地域の支えにより、子どもたちが健やかに育まれており、教育水準も全国学力調査の結果を見ても高い水準にあります。また、学校は教育の場だけではなく、地域共同体の核という役割も持ち、運動会などの行事やPTA活動の場として住民をつなぎ、災害時には避難場所にもなります。

このようなことから、今後、小学校のあり方についても検討していく必要がありますが、文部科学省より新たな指針が示されても、決して国任せではなく、奥多摩町の実情に合った学校配置のあり方を検討していく必要があると考えております。

○議長（前田 悦男君） 師岡伸公議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（師岡 伸公君） ありがとうございます。それでは、最初にご答弁いただいたワサビの関係で1点、それから今、教育長からいただいた支援策の件で1点、よろしくお願い致します。

最初にワサビなんですけど、今、経済産業省の補助金対象の事業を活用して、こんな取り組みをしている方がおります。私も聞きかじりなもので全てを把握しているわけではありませんが、概要をちょっとお伝えしてみたいと思います。欧米各国などから、海外から、ワサビの需要、ニーズに応えるべく、自然環境ではなくて植物工場としてワサビ栽培を研究、実用化をしようという試みだそうです。水の循環等が垂直方式というふうについて、水が滞ることなく浄化された水の環境の中で自然界の栄養素を送り込むという方式のことのように。室内のために、害虫や獣害、自然災害のリスク等がなくなるということですが、果たして自然がつくり出すものに匹敵するかというのは、多分もちろん未知数であるのではないかとこのように考えます。

しかし、6月議会の原島議員の一般質問の答弁にもありましたように、雪の害や、あるいは台風などの被害というのは本当に奥多摩にとっては甚大なものでありますし、その復旧には時間と費用がかかるのは言うまでもありません。町長から言葉もいただいたように、東京都からも本当に莫大な支援をいただいておりますけれども、今後こういう時代の変遷の中で、私たちの住む奥多摩におけるワサビ栽培にも、もしかしたら時代の流れというものを感じざるを得ないときが来るかもしれません。現在の奥多摩におけるワサビの需要と供給のバランス、また耕作地の確保等、本当にさまざまな問題があつて一朝一夕には考えられない難題だとは思いますが、今後この自然豊かな、また自然と闘いながらワサビ栽培をしている奥多摩が、このような取り組みに対してどのようにこれから考えていったらいいのか、対応していったらいいのか、お答えできる範囲でお聞かせいただきたいと思います。これが1点です。

それから2点目、若干まだ予算がついてないのにちょっと早合点な質問で大変恐縮しました、感じました。ご答弁いただきまして、ただ新指針の中にバスですとか通学方法のところの支援も拡大されて入っている。それから東京都の支援制度についても非常に可能性があるというお話をいただきました。この点につきましては、本当にありがたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

石川県に川北町という、人口が奥多摩町とほぼ同じ町がありまして、その川北町は昭和年代には4,000人ちょっとの人口だったのが、平成11年から少子化対策に取り組んで、今では6,000名を超える人口になっているそうです。年少人口割合も20%を超えていて県内

の平均を上回っていると。ただ、しかし、少子化対策の内容を見ますと、数段この奥多摩町のほうが魅力のある内容なんです。じゃあどこが違うのかと考えました。まずこれは地形は覆すことができない事実でありますので、やはり地形であると思います。河北は平野の真ん中で他の市町村との少子化対策の差別化ですとか、加えて今まで農業中心であった町の産業を、平たんな地形を利用して企業誘致に成功して雇用が確保できた。実際に私も訪問したことがないのであくまでも予想の範囲ですけれども、この2点が多分大きく左右されているのだと思います。

振りかえって奥多摩町は、若い世代の流出というふうに言われていますけれども、じゃあどこに移り住んだかという、柚木ですとか、梅郷ですとか、そういうところを初め、青梅市を中心とした、今のところ近郊ではないかなというふうに私は思います。これは大きなスパンで考えると、奥多摩、青梅、西多摩広域圏ではないかというふうに思います。これを本当の流出というふうに考えるのかどうか。この若い方々は奥多摩に、そして先代に、家族に、私は愛着を持っているからこういうところに居住地を設けているのではないかと思います。費用の問題もあるとは思いますが、本当の利便性とか教育の広汎性を考えたら、もっと都内に居を構えているんじゃないかというふうに私は思います。

こういうふうと考えていきますと、奥多摩の教育の充実、特化は、まだまだこの若い人達を、やっぱり町に住もうというエネルギーになるんじゃないかなというふうに私は思うんです。ぜひとも国の支援策がまた具体化しましたら、積極的な支援策の獲得、展開に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、奥多摩町は大都市東京からわずかな距離。地方都市の過疎地とは条件が全く違うと思うんです。冒頭にも申し上げましたように、東京はどうしても23区を中心とした土台の中での政策というものがあるというのは否めないというふうに思います。福祉政策でもそのような傾向が実際にあります。奥多摩にとってならされた数字上の割り振りでは、やはり解決できない支援をぜひとも今後訴えていただければありがたいと思います。

以上はお願いとして答弁の必要はございませんけれども、すみませんが、聞いていただければありがたいと思います。

ちょっとお答えいただきたいのは、現在、奥多摩中学校の開校準備が鋭意進められていると思います。現時点の進捗状況について私ども議員団にも説明していただけたらありがたいと思います。

それともう1点、先ほど教育長が小学校のあり方についてもこれからというフレーズが

ありました。ぜひ小学校は各地に残してほしいという、私自身の気持ちはありますけれども、小中一貫とか、いろいろなケースを想定した上で、今の段階で小学校のあり方みたいなものがちょっと聞かせていただければというふうに思います。

以上でございます。すみません、長くなりました。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。再質問の回答は休憩後にしたいと思います。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き、会議を開きます。7 番、師岡伸公議員の一般質問の再質問に対する答弁から行います。

初めに、観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7 番、師岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

経済産業省の新たな取り組みとしまして、室内でのワサビ栽培が先駆的な取り組みとして始まったが、こうした時代の流れに対しましてどのような対応をするのかというような点についてでございますけれども、先ほど町長から答弁をさせていただきましたが、生産量についてはここ 4 年程度横ばいということで、根ワサビで 13 トン、茎で 28 トン生産されていますが、そのほとんどは現在、販売先が決まっているということで、新しいニーズがあった場合にすぐに対応するというのは非常に厳しい状況であります。また、一方でワサビ塾の卒業生は個人でワサビ田を借りようとしてもなかなか借りられないというような話も伺っております。奥多摩のワサビの栽培につきましては、奥多摩固有の地形ですとか、自然条件、こういったことを背景に江戸時代から独自の栽培方法によって栽培をされてきておりますので、この技術につきましては将来にわたり守り、また引き継いでいかなければいけないものだというふうに思っております。

そうした中で、新しい栽培方法、これは今までビニールハウス等で作られていたワサビについては丘ワサビと言われていますが、こちらは葉ワサビでしたけれどもね水耕による室内栽培ということで、詳細は私の勉強不足でわかっていないところもありますが、根

ワサビにも対応がされるのではないのかなというふうに考えていますが、この対応につきましては、非常に難しい問題だというふうに思っております。今ここで明確な対応ですとか、解決策ということを申しわけございませんがお答えはできないところですが、耕作面積が増えれば生産量も増えていくものだというふうに考えておりますので、まずはワサビ栽培組合と共同で生産量の増産ですとか、そういった仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

新しい栽培方法につきましては、今後の動向ですとかを見守り、その上でワサビ栽培組合生産者と一緒に話し合いをしていながら、今後の検討をしていくということで、研究の課題というふうにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） それでは7番、師岡議員の2点目の再質問にお答えさせていただきます。

まず、中学校統合に係る現在の進捗状況ということですが、中学校統合準備委員会の下に4つの検討部会、そして中学校閉校記念事業実行委員会を設けておりますので、その分野別に状況を説明させていただきます。

まず、学校名・校歌・校章等検討部会の中で、校歌の関係ですが、古里、氷川両中学校の3年生の代表で組織します委員会で、歌詞の案を4つほど作成してございます。現在、中学校の音楽科の先生が曲をつけながら、歌詞についても調整を行っているという状況で、年明けぐらいには校歌の最終案が決定する見込みとなっております。

また、校章につきましては、9月1日までということで公募しておりまして、91作品の応募がございました。これを部会のほうで4作品に絞りまして、それをデザイン化したものを先日12月8日に開催しました統合の準備委員会に諮りまして、一応1作品に絞ったんですが、その中で一部、訂正したほうがいいのではないかという修正案がありましたので、これを今またデザイン化のために業者のほうに戻しているという状況でございます。12月25日にまた検討部会のほうを予定しておりますので、ここでその中で修正案を1つに絞っていきたいというところです。この校章は決まり次第、新しい奥多摩中学校の校旗、それから体育館にございますどんちょうのところの校章の入れかえを行っていきたいというふうに考えております。

それから、学校運営教育計画等検討部会の中では、現在、校長先生、副校長先生、教務主任の先生、生活指導主任の先生を中心に、新校の教育課程、授業時数、特別支援教育、年間行事予定、公務文書、生活のきまり、生活介護等について検討を行っているところで、

教育課程の届け出が来年2月にヒアリングを行う予定でありますので、そのころまでに全てを決定するという予定で準備を進めております。

それから、PTA組織運営検討部会の中では、奥多摩中学校のPTA規約の作成、新年度の役員構成並びに候補者の選出、また今後、年間事業計画、予算、PTAの解散総会ですとか、設立総会について協議を行っているというところです。

それから、通学方法検討部会の中では、通学方法を西東京バスを増便する方法で決定したところなんですけど、来年1月になりますと、JRの4月以降のダイヤ改正が決まりますので、それが決まり次第、それに合わせた形で来年4月以降の西東京バスの運行ダイヤを決定し、西東京バスの増便ということですので、一般の方の利用も可能ということですので、そのダイヤが決まり次第、町民の方にも広く周知をしていきたいと考えております。

もう1つ、中学校閉校記念事業の実行委員会を組織しております。こちらはまず閉校記念誌を今作成中でございます。一応、古里中学校及び氷川中学校、合冊の形で作成をするということで、各方面の関係者の方に原稿を依頼して作成作業を進めているというところです。閉校式につきましては3月8日が古里中学校、3月15日、ともに日曜日ですが、氷川中学校で同一内容で開催をしようということで予定をしております。この12月25日に3回目の閉校記念の実行委員会を予定しておりますが、この中で閉校式の内容ですとか、招待者の案を詰めていこうという予定でおります。

現在の中学校の統合の進捗状況は以上のような形になっております。

それから、2点目の小学校のあり方についてということですが、教育委員会といたしましては、小学校では少人数のよさを生かして、一人一人の児童の個性や実態に合わせてきめ細かい指導や支援を行う教育環境、また縦の学年のつながりを通して互いに支え合う望ましい人間関係をつくるために、自分の住んでいる地域の中で学校生活を送れるように、学校運営等に支障がない限り、できるだけ現状の学校数の中で質の高い奥多摩教育を推進していきたいと考えております。しかしながら、現実といたしまして、来年度の小学校への入学者数は現時点では古里、氷川小学校とも10名を割る見込みとなっております。少子化に歯どめが効かない状況が続いておりますので、来年度からスタートする第5期長期計画の中で新たな奥多摩教育の検討推進の分野施策の中に、小学校のあり方について検討していく必要があると明記してございます。このことから、奥多摩町の現状を十分に把握し、その小学校がどうあることが子どもたちや保護者、また地域にとって適切であるのかということはこの5期長計の中で協議、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

○7番（師岡 伸公君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で7番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、1番、石田芳英議員。

○1番（石田 芳英君） 私からは1項目質問させていただきたいと思います。観光振興のため「日本一公衆トイレがきれいな町」への整備についてでございます。

奥多摩町は従来より観光施設の整備やPRに力を入れてきましたが、その結果、年々来町する観光客数は増加し、特に中高年の登山客に加え、山ガールと呼ばれる若い女性グループや若いカップル、そして外国からの観光客も増加してきています。これは観光立町を標榜する我が町においては大変喜ばしい傾向であると思います。

しかし、現在多くの観光用公衆トイレを町が管理されておりますが、中にはトイレが汚い。洋式トイレを多くしてもらいたい。場所によっては観光用公衆トイレを整備してもらいたいなどの声を多く聞きます。トイレは観光客を初め、多くの誰もが利用し、観光地の顔といっても言い過ぎではないと思います。トイレが汚かったり、不便だと観光地としてのイメージダウンにもつながりかねません。また、6年後の2020年、平成32年には東京オリンピックも開催され、多くの観光客や旅行者の来町が予想されます。町議会の中でも町長より、観光用公衆トイレが日本一きれいな町にするとのお話もございました。私もその点、全くそのとおりだと思いますので、以下、具体的な整理や対応についてお伺いいたします。

①若者や外国からの観光客・旅行者に対する観光用公衆トイレは今後どのように整備されていかれるのでしょうか。

②トイレを整備しても清掃等、維持管理が適正に行わなければ、きれいなトイレが維持できませんが、維持管理についてどのように行われるのでしょうか。

以上2点についてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 1番、石田芳英議員の一般質問にお答え申し上げます。

当町は、昭和30年に1町2村が合併して誕生して以来、観光立町を標榜しており、観光の町として観光産業の振興はもとより、まちおこしにも取り組んでまいりました。町には、森林や美しい溪谷などを求め、また、体験活動を通じて人と自然に癒されることを目的に、毎年多くの方にお越しいただいております。

また、最近では若い世代や外国人観光客も目立つようになってくるなど、ここ数年、観光客が増加しておりますが、その要因としてはこれまでに取り組んできた観光用公衆トイレなどのハード事業。観光客誘致のための各種観光イベントの開催や、特色のある観光パンフレット、山里歩き絵図などのソフト事業が徐々に成果にあらわれていること。さらには、これからの町の観光の柱として推進してまいりました森林セラピー事業が世の中から注目を浴びるようになり、癒しのまちとしての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

今後も観光客の増加を目指すため、これまで観光用公衆トイレに関する一般質問の際に答弁させていただきましたとおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、観光用公衆トイレが日本一きれいな町にしていくと考えております。

ご質問の1点目の、若者や外国からの観光客・旅行者に対応する観光用公衆トイレは、今後どのように整備していくのかについてであります。生活様式の変化により、日本の各家庭等のトイレも、洋式便器が主流になって久しく、加えて近年はウォシュレットに代表される洗浄機能のついた便座が一般化しており、いまやトイレに必要な不可欠な機能となっております。また、日本の洗浄機能付便座は、外国人旅行者にも大変好評で、お土産品として買って帰る方も多いというふう聞いております。

こうした状況の中で、その町の観光の顔ともいべき観光用公衆トイレを日本一きれいにするため、維持管理を含めた整備方法について、本年度「奥多摩町観光用公衆トイレ整備指針、日本一きれいなトイレの町を目指して」を策定いたしました。整備の方針では、現在町内に40カ所ございます町が管理しております観光用公衆トイレについて、老朽化の度合いや重要性、利用頻度等を考慮し、改修や建てかえを行うとともに、必要に応じて新設も検討することとしております。

整備の具体的な内容としては、清掃のしやすさをバリアフリー化を考慮し、極力段差を解消するとともに、排水も丸型溝から帯状の排水溝に改修、さらに使用する方が目の届く場所にザックやバックを置き、つえや傘も建てられるスペースを設置し、照明についても自然採光を積極的に取り入れるとともに、人感センサーとLEDの組み合わせにより、エコ化と維持管理費の抑制に努め、各種表示については、外国人旅行者にもわかりやすいよう、ピクトグラム、絵文字を中心とすることなどとしております。

また、便器については大便器は洋式便座にして、暖房と洗浄の機能があるものを基本とし、男性用小便器については、目線以上の高さの仕切りをつけること。誰でもトイレについては、ベビーベッド、オストメイト対応はもちろんのこと、登山等で汗をかかれた方が

着がえられるよう、折り畳み式の簡易脱衣スペースも設置することとしております。このような整備を行うことで、若者から高齢者、さらには外国人旅行者にも、きれいで使いやすいトイレが整備できるものと考えております。

次に、2点目のご質問の適正な維持管理を行わなければきれいなトイレは実現できないが、どのような維持管理を行うかについてであります。現在、トイレの清掃業務はシルバー人材センターや奥多摩観光協会、小河内振興財団、自治会など、20の団体や個人に委託して実施しております。利用者のマナーの問題もごさいますが、汚いとのこと意見もいただいていることがごさいますので、このため、清掃回数の見直しや通常の清掃委託ではできない薬品を用いた清掃や高所の清掃を特別清掃として、専門業者に委託し実施しておりますが、依然として苦情は絶えません。継続的にきれいなトイレを実現するため、指針では維持管理の方針として、これまで20の団体や個人に依頼していた清掃を一元化するとともに、清掃基準の見直しと研修等を行い、誰が清掃したのかもわかるようにするなど、いわばトイレの清掃のプロフェッショナルを育成することとしております。このことによって、均一なトイレ清掃が行われ、きれいなトイレの実現につながるとともに、清掃をなりわいとすることで町内の貴重な雇用の場ともしたいと考えております。

いずれにいたしましても、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されるまでにただいま申し上げました整備と維持管理の方法を確立し、日本一きれいなトイレのまちを実現することで、さらなる観光客の増加を図るとともに、町の観光産業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石田 芳英君） 建設的で前向きなご答弁、どうもありがとうございました。ぜひとも日本一公衆トイレがきれいな町になるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

1点、再質問がごさいますけれども、新たに整備するということもご検討されるというようにご答弁でした。町民の皆様から、ある場所では新規に観光用公衆トイレを整備してもらいたいというような要望が多くごさいます。もし今後、観光用公衆トイレの候補地が具体的にお考えがあるようでしたら、お伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番、石田議員の再質問にお答ををさせていただきます。

ただいま町長から答弁をさせていただきましたとおり、現在40カ所の観光用公衆トイレを維持・管理しております。年間の維持管理費用も非常に大きくなっておりまして、1,000

万円をはるかに超えているという現状でございます。そういった中で、今後新たに観光用公衆トイレを設置する場合でございますけれども、観光客の動向ですとか、年齢層、こういったものにも変化が出てきておりますので、その動向等を踏まえながら、また自治会などの要望等も検討に入れながら多くの観光客が来る場所でトイレがない、あるいは離れているといったような、言ってみればトイレの空白地帯のようなものがあつた場合につきまして設置の候補となるというふうに考えておりますが、現在のところ、具体的にどこに設置するという、そういうことは今のところつくっておりません。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で1番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、6番、村木征一議員。

○6番（村木 征一君） それでは、一般質問をさせていただきます。1点だけお願いをしたいと思います。

消防団の充実・団員確保と待遇改善についてでございます。奥多摩町消防団は7分団、団員定数350名で、東京都の約1割を占める急峻で広大な面積の当町住民の生命、財産を守るため、日夜献身的な努力をしております。そして平成25年度では、西多摩地区消防大会において、第2分団がポンプ自動車の部、小型動力ポンプの部で、ダブル優勝という偉業をなし遂げました。東京都消防総合大会のポンプ自動車の部で準優勝という、これまた優秀な活躍をされたことは記憶に新しいところでございます。若者の減少と高齢化に伴い、消防団員の確保が非常に難しくなっておりますけれども、団員数の定員割れを余儀なくされて折る状況でございます。

近年、常備消防の充実が目覚ましいものがございますけれども、山岳急峻の当町にあって、消防団の充実を図ることは必要でございます。出初め式などで消防ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプなど、拝見をいたしますと、非常に充実をしております。装備につきましては充実をしておりますけれども、待遇面でも改善を図る必要があると思います。

そこで以下についてお伺いをいたします。

①団員の確保、定数350名、実団員数313名について、非常に厳しいと思っておりますけれども、今後、女性団員を含めて、どのようにお考えになっているか。

②団員報酬などについて改定する考えは。

③無線や団員の服装等の装備について、どのように考えておるかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 6 番、村木征一議員の消防団の拡充・団員確保と待遇改善についての一般質問にお答え申し上げます。

消防団は常備消防と言われる消防署とともに、法律に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村で組織されており、両者が連携協力して災害に対応しております。特に消防団は地域密着性、要員動員及び食事対応力といった特性を生かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域行事への協力、振興についても地域にはなくてはならない存在であり、大きな役割を果たしておりますが、その活動をするには消防団員の数がなければならず、消防団員の確保は大事なことだというふうに思っております。

しかし、少子高齢化や過疎化、そして町外への勤務者が増えている等の影響で、全国的にみても消防団員の数は毎年減少し続け、かつて 200 万人いた団員が平成 25 年には 87 万人となり、地域防災力の低下が懸念され、非常に事態とも言うべき危機的な状況にあります。このような状況の中で、国では平成 25 年 12 月に消防団を中核とした地域防災力の拡充強化に関する法律が制定されました。これは東日本大震災を初め、台風や集中豪雨、竜巻、大雪など、これまでの常識では考えられないような災害が連続して発生していることから、一人一人の命を守るためにはどうするか、みんなでこれを実行していこうという目的を持って定められました。

この法律の中では専ら地域の中心となって活動している消防団員が中心に取り上げられており、特に消防団員の確保と装備の充実について規定されております。具体的には消防団への課に有促進について、国と地方公共団体は必要な措置を講じること、公務員の消防団への入団の促進、被雇用者が増えていることから事業者へ理解をいただき、入団に配慮をいただきたいこと、大学等の学生が消防団に加入することについて就学上の配慮などの取り組みを促すこと、また、消防団の装備の改善について国都道府県は市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされたところであります。

奥多摩町消防団は、昭和 30 年の町制施行と同時に 16 個分団、1,000 名の団員、自動車ポンプ 5 台、小型動力ポンプ 16 台、手びきガソリンポンプ 4 台の装備で組織され、誕生いたしました。その後、昭和 43 年には 6 個分団、16 部、本部分団を加えた 7 個分団に、また、平成 21 年 4 月には団員の減少により、第 1 分団は 2 部、それ以外は分団 1 部と、6 個分団 7 部に本部分団を加えて運営をしております。また、消防団員の定数についても、発足当初の 1,000 人から徐々に減少させ、平成 15 年 9 月の条例改正で現在の 350 人を定数として活動しております。

議員からのご質問にありますように、消防団は急峻で広大な面積を守るため、災害時の対応の訓練、機材に精通するための放水訓練、操法訓練を定期的を実施しており、その成果として西多摩地区消防操法大会、東京都消防操法大会で優秀な成績をおさめ、また火災時の出動のみならず、風水害、本年2月の雪害では災害対応に非常に大きな貢献をいただきました。このような日ごろからの活動により、この10月1日には長年にわたる消防・災害対策活動の貢献が認められ、町発足以来、東京知事から東京都功労表彰が授与されたところでもあります。

さて、ご質問の1点目の団員の確保をどのように考えているかについてであります。現在の団員数は315名、平均年齢36.7歳でございます。任命に当たっては在住・在勤を原則としておりますが、近年、団員の確保は非常に厳しくなってきたことから、団員が転出等により町を離れても町の消防団員としてご協力をいただける方には団員として引き続き活動をしていただく。また、消防団の退団者で団暦が5年以上ある方には、有事の際に活動していただくことを主な目的に、平成21年から機能別団員制度を取り入れるなど、団員の確保に努めているところでございます。

各分団では、地元の自治会の役員の皆さんにもご協力をいただき団員確保に努めておりますが、今後も引き続きご協力をいただきながら、人材の掘り起こしをしてまいりたいと考えております。

また、女性消防団員につきましては、平成10年6月に町として初めて入団があり、平成23年3月まで毎年数名の団員が活動しておりましたが、結婚などの理由により退団され、現在はおりません。都内の消防団では女子消防団員が活躍していることから、町でも女性団員の勧誘も進めてまいりたいと考えております。

2点目の団員報酬について改定する考えはございますかでございますが、現在の町の消防団員報酬の額は平成8年4月に改定されたものでございます。西多摩地区の団員報酬を見ますと、市部は町より高いものの、町村では同額でございます。このような状況から、現在は改定については考えておりませんが、消防団のふだんからの活動状況、また消防団を中核とした地域防災力の拡充強化に関する法律の中でも、消防団員の処遇改善として、国と地方公共団体は適切な報酬が支給されるよう、必要な措置を講ずるとされていることから、今後検討してまいりたいと思っております。

3点目の無線や団員の服装等の装備についてであります。町では消防団の装備について、計画を立てて措置を講じております。平成25年度では3種作業服を一斉更新させていただき、消防無線につきましても更新する予定でございます。また、平成26年2月に国が

定めている消防団の装備と服装の基準が大幅に改善されたことから、今後も計画を立てて改善・充実を図ってまいります。

今後も町民の安全・安心のため、消防団はなくてはならない組織ですので、団員の確保並びに資機材等の充実につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。特にこの消防団につきましては、議員の皆様方、あるいは地域の自治会長さんにもぜひご理解いただきたいんですけれども、過去から現在にわたって、いろいろ消防団員のお願いに行くのに、なかなか理解が得られてないというのが実態でございます。昔はいろんな意味で地域のきずなが強かったときには、消防団員については本当に1軒1名ということで皆さんが参加してくれたんですけれども、そういう状況でなくなってきたというのも実態でございます。

したがって、私自身は町の職員については若いうちには必ず各分団の消防団員になれば、それからここ数年来、町の職員を外から採用しておりますけれども、その面接におきましては、町の中に住むか、あるいは消防団員に入るかということを確認させていただきながら、場合によっては誓約書をつくって、それを実行しているという状況でございます。この消防団員がいなくなると、風水害、あるいは防災だけではなくて、近所のお年寄りを一番先に見ていただく、あるいは一番先に飛んでいっていただくというのが消防団員でありますから、そういう意味でもこの消防団員の確保というのは非常に大切であり、大きなウエートを占めているということで、多くの住民の皆様にもう少し意識を高めていただいて、消防団員になっている人については理解を深めていただき、隣近所の若い人がいたら入っていただくよう促していただきたいというふうに思います。

また、従来は大学生等も消防団員に入っていなかったんですけれども、今は大学生でも消防団員になっていただきながら活動しているという実態でございますので、そういうことを含めて今後、法律の改正、国は特にそういう点で3.11以降、消防団員の活躍、あるいは消防団員が亡くなっている状況等を見ながら、必要であるという法律をつくっていただきましたので、この趣旨を生かしながら、消防団員の処遇改善に努めてまいりたいというように思っております。

○議長（前田 悦男君） 村木征一議員、再質問ありますか。

○6番（村木 征一君） 再質問ということではないんですけれども、要望も含めましてお願いをしたいと思います。

今、町長からいろいろ答弁をいただきましてありがとうございました。私から申し上げるまでもなく、奥多摩町消防団はこの広い地域を315名という少数精鋭の団員で守ってい

ただいているわけでございます。今町長から答弁がありましたけれども、先日は東京都の功労表彰の受賞をされまして、祝賀会も開催をしたところでございます。先ほど私は申し上げましたけれども、とにかく消防資機材につきましては、非常に素晴らしい資機材に拡充をされております。今後は女性消防団員も含めまして、団員の確保に。団員の報酬につきましては今町長からお話がありましたけれども、近隣の市町村との均衡もあると思います。なかなか引き上げも難しいだろうと思いますけれども、その他の待遇改善につきまして、少しでも消防団員が確保できるように改善に努めていただければ大変ありがたいなというふうに思うところでございます。

特に答弁は要りません。終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で6番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、2番、宮野亨議員。

○2番（宮野 亨君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

自主防災組織について、11月に長野北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、その際、自主防災組織が迅速に機能したとの報道がありました。夜間に発生しましたが、村民一丸で救出に当たり、けが人はいましたが死者はゼロでした。日ごろから防災意識が高く、地元をよく知る自主防災組織が迅速に機能したことが大きかったと言えます。この地域では要救護者の優先順位を記した地図をもとに、自主防災組織が動きました。

奥多摩町には防災士資格取得者が現在何名ぐらいおられるのでしょうか。また町には21の自治会による防災組織があります。平成24年8月に修正された奥多摩町地域防災計画には、現状、対策が記載されていますが、地区によっては災害の規模によって孤立する可能性がある地区や、世帯数が少なく消防団員が少ないなどの理由で他の地区の防災組織応援を必要とする地区があります。また、災害時に備え、それぞれの地区ごとで体制をつくっておく必要があると記載された地区が6地区ありますが、その後の進捗状況を町としてはどの程度把握されているのか。また、その対策についてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 2番、宮野亨議員の自主防災組織についての一般質問にお答えを申し上げます。

11月22日午後10時8分ごろ発生した長野県北部を震源とする震度6弱の地震では、間一髪で土砂崩れから逃げられた人や、倒壊した家屋の中で1時間以上待つ人など、重傷者10名を含む重軽傷者46名、住宅の全半壊87棟、一部損壊418棟の大きな被害がありなが

ら、夜の遅い時間にもかかわらず犠牲者はありませんでした。特に被害の大きかった白馬村では、高齢者や幼児らが倒壊家屋の下敷きになったものの、近隣の住民が駆けつけ、ジャッキなどでがれきを持ち上げ、被災者を救済し、また、人口 220 名、高齢化率 45%の白馬村堀之内地区では、深夜でもあり、停電の中、2 時間で住民の安否確認が終了したとのことでありました。これは自治体、自治会や自主防災組織等、地域皆さんによって作成された災害時支え合いマップにより、ふだんから地区内に共助の体制ができていたことで、早期発見、早期救出につながったものだと言われております。

この災害時支え合いマップとは、地域のどこにどのような要援護者が住んでいて、その要援護者を災害時に誰が支援者として、どこの避難場所へ避難支援をするのか。住宅地頭上へ災害時に高齢者や障害者などで避難行動に支援が必要となる方々、いわゆる要援護者や要援護者を支援する支援者、避難所、医療機関などの地域の支援や危険箇所などの情報を記載することにより、災害時に要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用するものであります。また、災害時助け合いマップの作成活動を通じて、地域内で支援を必要としている人を把握することで、日常的な地域での支え合いとしてどんな支援ができるのだろうかといった地域の福祉向上の視点からもその活用が図られるものであり、当町でも参考になるものと考えております。

町における自主防災組織の設置状況でございますが、現在 21 自治会のうち、17 自治会で自治会役員が中心となり組織されており、残りの 4 自治会につきましても今年度中の設置を強くお願いしております。町の状況を見ますと、議員が言われるように孤立する可能性のある地区や、人口が少なく高齢化が顕著な地区など、さまざまでございます。そのため、自主防災組織、地域住民の災害時の活動内容もそれぞれの自治会の状況にあわせて考えていくことが必要であります。また、有事の際には、消防隊、救援隊の到着がおくれることも考えられることから、地域と行政が一体となって取り組んでいくことが必要でございます。

平成 23 年の東日本大震災で多数の犠牲者が出たことを教訓とした避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある支援を目的として、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されました。その内容は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の名簿の作成が市町村に義務づけられ、要支援者の同意を要件として平常時から消防や民生委員などの機関に情報提供ができること、災害発生時には同意の有無にかかわらず名簿情報を関係機関に提供できることね名簿情報の提供を受けたものに守秘義務を課し、市町村に情報漏えい防止措置を義務づけることとされております。

現在、本人からご承諾をいただいた障害者の方や緊急通報システム登録者、独居高齢者等については、民生・児童委員にデータを渡し、見守りをお願いしております。また、総務課と福祉保健課とで災害時に支援が必要な方について把握し、その個人データと地域の民生・児童委員などの支援者のデータ及び付近の避難所データを入力した所在地の地図表示を関係機関に配布できる形の災害時要援護者等管理台帳システムを導入し、運用に向け作業を進めております。

次に、防災士資格者が何名いるかのご質問ですが、防災士制度は阪神・淡路大震災を教訓として創設されたもので、現在はNPO法人日本防災士機構による民間資格となっております。防災士には家庭、職場、地域のさまざまな場所での多様な活躍が期待され、災害時にはそれぞれの所属する団体、企業や地域などの要請により、避難や救助、救命、避難所の運営の活動、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、災害発生時の被災者支援の活動、平時においては防災意識、知識、技能を生かしての啓発、大災害時に備えた自助・共助活動の訓練などの活動をしております。

この資格を得るには、日本防災士機構が定めたカリキュラムを履修、資格取得試験に合格し、公的期間が主催する救急法等講習、上級救命講習等を受け、認定書を取得した者に認定され、書きかえ更新はなく、終身の民間資格であります。最近、内外で災害が発生していることを反映して関心が高まり、受験者が急増しており、本年10月末現在、全国の防災士認証登録者数は8万3,161名で、そのうち町の登録者数は3名でございます。日本防災士機構では社会のあらゆる地域や職場に防災士が存在し、活躍することが必要であるとの理念から、長期的には全国の市区町村で防災士を増員したいと考えており、町でも有資格者が増え、活動していただければと思っております。

いずれにいたしましても、住民皆様には災害時にはまずご自分の身の安全を確保していただく自助をふだんから準備していただき、地域での共助につなげることが大切であると考えます。町といたしましても、自主防災組織が中心になり、地域の体制づくり、災害時の救助活動が効果的に図れるよう支援してまいりたいと思っております。

今後も住民の皆様の安全・安心の確保のためにも、この自主防災組織については推進してまいりたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、あと4つほどできると21の自治会に自主防災組織が立ち上がります。今、自主防災組織を立ち上げるに当たって、自治会連合会の皆様方からいろんなご意見をいただいておりますけれども、災害時に自主防災組織の責任者あるいは指揮をする人がわからないと、そういう意味ではヘルメット、あるいは服装等を町で整備していただけないかという要望もいただいているところで

ございます。

いずれにしても、先ほどの消防団員と同じように、本来でしたらもう少し消防団員の数が増えてくれればいいなというふうに思っておりますけれども、消防団員の確保と同時に、これからはそれぞれの21の地域の中に防災組織がきちんとできて、災害時の対応に役員の皆さんが活躍していただけるということを願っているところでございます。

それから、災害対策法の改正によりまして、従来個人の保護法ができた時点では、いろんな情報が必要なところに配付できなくなるという事態が起きました。その結果、緊急時に対応できないという問題が起きて、法律の改正がありました。確かに個人の秘密は守るというのは大切でありますけれども、そのことによって災害時に町が手を出せない、あるいは消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員が全く手を打てない、そういうことが出てきてはいけないということで、今それらの台帳整備についても鋭意進めているところでございます。

ご存じのように、2月14日に大雪が降りました。その時点ではいろんなことが起こりました。そういうことも教訓にしながら、この防災問題というのは、防災の全体の計画の見直し、マニュアルの見直し等々も今行っているところでございまして、特に大雪のときに一番問題になったのは、透析患者さんでございました。透析患者さんが今どのような状態でいっているかということも把握しないと、ああいうときには本当に対応はできないなということを痛感しておりますので、いずれにいたしましても、個人の秘密を守りながら、必要なところに必要な情報を提供して、守秘義務を守っていただきながら住民の安全・安心のために、みんなが一丸となってやるということが大切ではないかなというふうに思います。

特に町の場合には、少子高齢化で高齢化率が高くなり、また、人口が減っているという状況でございますから、みんなが同じことを共有しながら地域の安全・安心のためにお互いに力を合わせるということについて町が先導的なやくわりを持ちながら、今後も努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。

○2番（宮野 亨君） 再質問というより要望になりますが、2月の大雪、今後雪が多く降る可能性もないことはない。あると思うので、スノーモービルなんか使えるかどうかというのを今度検討していただければなという希望的、要望的な形になりますが、お願いしたいと思ひまして、質問のほうを終了させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 要望ということで承っておきます。

以上で2番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、日程第3、各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合には、その日時、場所、目的、及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成26年第4回定例会の閉会に当たりまして、感謝と御礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

12月9日に始まりました第4回の定例会におきましては、これからの町の10年間の指針を決めるための住民皆様が1年間にわたって検討していただいた基本構想第5期長期総合計画の基本構想部分について議員皆様方の議決を頂戴いたしました。この基本構想につきましても、今後10年間にわたり町が基本的に町の進むべき方向を示す、そういう意味の基本的な指針でございますので、これをしっかりと受けとめながら10年間の計画、また5年ごとの中間的な計画の策定、あるいは3年間の実施計画により、毎年確実に予算を確保しながら10年間で実現すべく努力をしてまいりたいというふうに思っているところでご

ざいます。

また、新設条例1本、あるいは条例の一部改正等、また本年度の最後の予算、これから進める事務事業の予算の補正についてもご審議を賜り、ご決定をいただきました。今、なかなか厳しい状況でございますけれども、1つでも第4期長期総合計画の最終年度であり、第4期長期総合計画の計画に盛られた事業について実行していくという最後の年度でありますので、ご決定を賜り、大変ありがとうございました。

また、今日は7名の方から9件にわたって今後の奥多摩町の進むべき方向、あるいは今行われている町政の諸問題についてのご質問をいただき、貴重な提言とご指導を賜ったところでございます。そういう点では、全議案、あるいはご質問等いただき、長時間にわたって長いご審議をいただき、決定をいただいたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

最後でございますけれども、国の予算編成が始まりました。これから東京都の予算編成も始まります。今、町も各課から事務事業を実施計画に基づいてそれぞれの事業の概算要求を行い、三役においてヒアリングを得て、今精査をしているところでございます。そういう点ではまだ国の大枠的な予算が示されておられません。特に12月の臨時国会におきましては、地域の創生という意味で大きな法律案が通りました。しかし、地域の創生をしていくための細かな細部にわたっての政令、省令等はまだまだこれからであります。そういう問題が示された段階では、それに対する対応もこれからしていかなければいけないのではないかなというふうに思うところでございます。

また、東京都におきましては、12月に東京都の予算原案が発表されると思います。かねてから申し上げておりますとおり、町自身の財源確保というのは、もうこれは喫緊の課題であり、それがひいては町の行財政運営を左右していくといっても過言ではございません。当初予算で見ると、東京都の予算の都支出金で占める割合はここ数年来、ずっと40%台であります。その中の、東京都の40%の中の市町村総合交付金、東京都だけの制度で、去年は5億円ほど多くなりましたけれども、その予算を使って町の振興、あるいはほかの町と比べてこれをやらないと町の人口、町自身の振興ができないという部分を東京都に強力をお願いをしながら、その財源をはかっているというのが実態でございます。

また、国においては一番心配なのは地方交付税の問題であります。地方交付税については毎年、私どもの町の約20%を占めます。そういう点では地方交付税と都の支出金を合わせると、町の予算の60%は国と都の予算で賄っているというのが実態でございます。税收等については今年もヒアリングを受けましたけれども、年間に入ってくる税收は8億円で

あります。年々2,000万ないし3,000万減っております。増えればいいんですけども、減っております。そういう点で、もちろんいろんな事業、いろんなことをやっていきたいというのは、この町を振興するための町長としての気持ちでありますけれども、都や、特に東京都のいろんな部分の理解を得られないと、実態としては実行できないというのが現実でございます。したがって、これから今年の暮れから来春にかけて、東京都予算の発表があった段階で恐らく復活予算の要望、重要な予算の要望については東京都町村会、また東京都議長会と一緒に各政党に対する要望、あるいは東京都各局に対して復活要望等をしていかなければ、その財源確保はできないのではないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、いろんな事務事業をやるについては財源確保が一番重要な仕事だというふうに私は思っておりますので、従来からの人脈等を生かしながら、今後とも町の進展のために財源確保を最優先に自分の活動をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

いよいよこれから今年は相当寒くなるのではないかなというふうに思います。年末から年始にかけては、議員の皆様方にはいろんなところにお声がかかり、そこでいろんな住民との対話が行われると思います。どうか町が進むべき方向についていろんな会話を通じながら住民のご理解を賜るようお願いを申し上げたいと思います。と同時に、今年は寒さが一段と厳しくなりそうでございますので、新型のインフルエンザがはやっているようでございますので、風邪をひかず年末を過ごし、新しいいい年を迎えていただくようお願い申し上げます、第4回定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

以上をもって、平成26年第4回奥多摩町議会定例会を閉会いたします。

長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時05 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員